大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議 規約

（名称）
第１条　本会は、大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議（以下「検討会議」という。）と称する。

（目的）
第２条　本会は、糸魚川市及び小谷村並びに新潟県及び長野県が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号、以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づいて組織し、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施等に関する協議を行い、大糸線沿線地域の活性化の推進及び持続可能な発展に寄与することを目的とする。

（対象区間）
第３条　検討会議は、西日本旅客鉄道株式会社が運営する糸魚川駅から南小谷駅の区間を対象として議論する。

（協議事項）
第４条　検討会議は、第２条の目的を達成するため、次に掲げる事項の協議を行う。
一　沿線地域の公共交通の現状・課題の分析、大糸線沿線地域の持続可能な発展に資する解決策のとりまとめに関すること
二　大糸線沿線地域を結ぶ交通体系のあり方に関すること
三　計画の作成及び実施に関すること
四　その他目的の達成のため必要と認められる事項

（組織）
第５条　検討会議は、別表に掲げる委員及びオブザーバーをもって組織する。
２　検討会議の構成を変更する必要がある場合は、協議の上、別表を変更するものとする。

（会長）
第６条　検討会議に会長を置く。
２　会長は、委員の互選によってこれを定める。
３　会長は、議事運営その他の会務を総括する。

（監事）
第７条　検討会議に監事を置く。
２　監事は、委員の互選によってこれを定める。
３　監事は、検討会議の会計を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

（会議の運営）
第８条　検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が指名した者が議事の進行を行う。
２　会議は、委員の過半数が出席し、または書面その他の方法により協議に参加しなければ、開くことができない。
３　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

４　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
５　検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
６　前各項に掲げるもののほか、会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

（協議結果の尊重）
第９条　委員は、検討会議によって協議が調った事項について、協議の結果を尊重しなければならない。

（事務局）
第 10 条　検討会議の業務を処理するため、検討会議に事務局を置く。
２　事務局は、新潟県交通政策局交通政策課及び長野県企画振興部交通政策局交通政策課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもってあてる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会計及び会計年度）
第 11 条　調査委託費、会場費等及び検討会議に必要な経費は、国の補助金等を活用するほか、協議により関係者において応分の負担を決めるものとする。
２ 検討会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（財務に関する事項）
第 12 条　検討会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（検討会議が解散した場合の措置）
第 13 条　検討会議が解散した場合には、検討会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）
第 14 条　この規約に定めるもののほか、検討会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則
この規約は、令和８年４月１日から施行する。

附 則
この規約は、令和８年７月 31 日から施行する。

附 則
この規約は、令和８年９月 25 日から施行する。

附 則
この規約は、令和８年 10 月 26 日から施行する。

別表（第５条関係）　大糸線沿線地域公共交通検討会議　名簿

【委員】

法令	区分		委員
法第６条第２項第１号	地方公共団体	県	新潟県交通政策局長
			新潟県糸魚川地域振興局長
			長野県企画振興部交通政策局長
			長野県北アルプス地域振興局長
		市町村	糸魚川市副市長
			小谷村副村長
法第６条第２項第２号	公共交通事業者等	鉄道	西日本旅客鉄道株式会社金沢支社副支社長
			東日本旅客鉄道株式会社長野事業本部総務部経営戦略ユニット長
			えちごトキめき鉄道株式会社からの被推薦者
		バス タクシー	糸魚川バス株式会社からの被推薦者
			有限会社糸魚川タクシーからの被推薦者
			有限会社白馬交通からの被推薦者
			アルピコ交通株式会社からの被推薦者
			アルピコタクシー株式会社からの被推薦者
			小谷観光タクシー有限会社からの被推薦者
		道路管理者	新潟県糸魚川地域振興局地域整備部長
			長野県大町建設事務所長
法第６条第２項第３号	公安委員会		糸魚川警察署交通課長
			大町警察署小谷警察官駐在所長
法第６条第２項第４号	利用者		糸魚川市からの被推薦者
			小谷村からの被推薦者
	学識経験者		流通経済大学経済学部　板谷和也　教授
			長野大学地域経営学部・環境ツーリズム学部 古平浩　教授
			信州大学工学部　森本瑛士　助教
	その他必要と認める者	観光関係者	糸魚川市観光協会からの被推薦者
			小谷村観光連盟からの被推薦者
		商工関係者	糸魚川商工会議所からの被推薦者
			小谷村商工会からの被推薦者
		国	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部長
			国土交通省北陸信越運輸局鉄道部長
		市町村	白馬村副村長

【オブザーバー】

区分	オブザーバー
市町村	大町市